

2018. 12. 13

「部落差別発言告発文」なる事案について

茨城県地域人権運動連合会事務所

先頃古河市役所の妻子有る係長が、昨年交際を断られた腹いせに20代女性Aさんに対するストーカー行為が、規制法違反であるとして8月半ばに逮捕されました。9月28日に不起訴となりましたが、古河市は懲戒処分には則り、10月半ばに停職9ヶ月とし、市長と副市長も給料の減額としました。

一方、この事件が異様なのは、7月20日に下妻にある「部落解放愛する会」の事務所に「部落差別発言告発文」なるものが送られ、その中で私こと亀田は部落をかたり、私の友人から聞いたこととして、AさんやAさんの親が部落差別発言をしているので、確認糾弾をして欲しい、という内容でした。

基本的に異常な行為で有り、いやがらせに熱中する精神状態の中での卑劣な「えせ同和行為」です。古河市自身がどのようにこの事件・事案を総括するか、人権連も古河市に質問と要請を行う予定です。

**地主の家柄で妻子持ち…古河市ストーカー係長の意外な評判 2018/08/19 06:00**

本人を知る関係者は一様に「信じられない」と言うのだが……。

一方的に好意を寄せていた知人女性（古河市職員3年目で教育委員会勤務、今は病気休職中。親は元境町役場の職員）宅に、不動産物件の資料などを送りつけたストーカー規正法違反容疑などで、茨城・古河市観光物産課係長（これ以前は生涯学習課係長も経験）の亀田明彦容疑者（47＝同市上辺見）が16日、同県警に逮捕された。

亀田容疑者は4月下旬、自宅のパソコンで、不動産会社の資料請求サイトに県内に住む20代女性の住所や氏名を入力し、分譲マンションの資料を送付させた。

「亀田容疑者は妻子がいるにもかかわらず、昨年、この女性に交際を申し込んでフラれた。その腹いせに、今年初めごろから、そうした嫌がらせを始めたようです。その後、旅行、化粧品、自動車など、心当たりのない資料がたびたび送られてくることを不審に思った女性が警察に相談。送信元の捜査から亀田容疑者が浮上しました。現在、調べを進めていますが、無言電話やつきまといなどは、やっていないようです」（捜査事情通）  
亀田容疑者の周囲は「真面目でちゃんとしている人」と口をそろえる。ある知人はこう話す。「とにかくこの辺りは亀田姓が多い。地主の家柄で、広い庭のある大きな家に3世代で住んでいます。勤務先でも、古河市の観光協会のイベントなどに真面目に取り組んでいた。女性関係のトラブルも、一度も聞いたことはありません」

本人は軽いイタズラのつもりだったのかもしれないが、被害女性にとっては不安や恐怖以外の何物でもない。47歳にもなった女房、子供もいる公務員が、やっていいことと悪いことの分別もつかないのか。

（日刊ゲンダイ報道をもとに「」の解釈を加えた-新井）

平成30年10月17日  
古河市長 針谷 力

## 職員の懲戒処分等について

下記のとおり、地方公務員法に基づく職員の懲戒処分を行いましたので、古河市職員の懲戒処分等の公表基準に基づき公表します。

併せて、市長、副市長の給料の減額措置も行います。

### 記

#### 1 ストーカー行為等を行った職員の懲戒処分

##### (1) 懲戒処分の理由の概要

被懲戒処分者は、平成30年3月初旬頃から平成30年6月初旬頃までの間、好意を抱いた女性Aに対し、女性Aの名誉を害する事項等を記載した手紙を送るストーカー行為等を複数回行った。

被懲戒処分者は、平成30年4月下旬頃から平成30年7月下旬頃までの間、自宅のパソコンを使い、女性Aを装って、不動産投資会社等に資料請求等を行い、女性Aが受け取る義務のない不動産投資会社等の資料を請求して女性A宅に送達させ、女性Aに義務のないその受け取りを要求する等のストーカー行為等を行った。

被懲戒処分者は、平成30年8月16日、私電磁的記録不正作出、不正作出私電磁的記録供用、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反の容疑となり、古河警察署に逮捕された。

(2) 処分内容 停職9カ月

(3) 根拠法令 地方公務員法第29条第1項第1号、第3号（懲戒）  
地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）  
古河市職員懲戒処分等の基準

(4) 処分年月日 平成30年10月17日（水）

(5) 被懲戒処分者 産業部観光物産課 係長 47歳 男性

#### 2 特別職の職員の給料の減額措置

職員の不祥事に対する管理監督責任と市民に対する謝罪及び社会的信用の回復に資することを目的に市長、副市長の給料の減額措置を行います。

(1) 市長 1か月間の給料の10%減額

(2) 副市長 1か月間の給料の5%減額

この度の不祥事につきましては、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為です。その行為は、公務員としての職の信用を傷つけ、公務の信用を著しく失墜させるものであり、誠に申し訳なく、皆様に深くお詫び申し上げます。

今後は、一層の服務規律の確保と公務員倫理の確立に努め、行政の信頼回復に全力で取り組んでまいります。